

No.11	調査課題名：食品安全に関する緊急時対応体制強化に関する検討に資する調査					
調査目的	緊急事態への対処や発生の防止に関する体制の整備として、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」を始めとする緊急時対応マニュアルを策定したところであり、本調査では、これらマニュアルに基づいた緊急時対応の訓練手法の調査等を実施し、今後の緊急時体制強化方策等の検討に資することを目的とする。					
その他	進捗状況 (<input type="checkbox"/> で表示)	契約手続き準備中 ・ 企画競争公告中 ・ 調査実施中 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 調査終了				
	公告日	H18. 5. 15	契約締結日	H18. 6. 1	履行期限	H19. 3. 30
	調査実施機関	株式会社 三菱総合研究所				
	契約金額	15,946,425円				
	仕様書 (調査内容の詳細)	別紙のとおり				

食品安全に関する緊急時対応体制強化に関する検討に資する調査仕様書

1. 調査の背景と目的

食品安全基本法第14条「食品を摂取することにより人の健康にかかる重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならない。」に基づき、緊急時対応体制を整えるために、①食品安全関係府省緊急時対応基本要綱(平成16年4月15日関係府省申合せ)、②食品安全委員会緊急時対応基本指針(平成16年4月15日食品安全委員会決定)、③食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱(平成17年4月21日関係府省申合せ)、④食品安全委員会食中毒緊急時対応実施指針(平成17年4月21日食品安全委員会決定)(以下「緊急時対応マニュアル」という。)を作成したところである。

本調査では、これらの緊急時対応マニュアルに基づいた緊急時対応の訓練手法及び検証手法の調査、訓練の試行及び結果の評価等を実施し、緊急時対応マニュアルの見直し及び今後の緊急時体制強化方策の検討に資することを目的とする。

2. 調査項目

- (1) 緊急時対応マニュアルに基づく緊急時対応訓練手法等に関する調査
- (2) 緊急時対応マニュアルに基づく緊急時対応訓練の試行及び評価

3. 調査方法

- (1) 緊急時対応マニュアルに基づく緊急時対応訓練手法等に関する調査

緊急時対応マニュアルに基づいた効率的な緊急時対応訓練の手法及び訓練後の検証手法について調査を行う。

- ①我が国及び諸外国の食品が関与する緊急時対応訓練に係る情報収集

我が国及び諸外国(米国、欧州、豪州等)において、これまでに実施された食品安全に係る緊急時対応訓練に関する訓練事例及び訓練手法等の情報の収集を行う。

- ②食品安全に関する緊急時対応訓練手法の調査

食品安全委員会が関与すべき緊急事態の事例、緊急時対応訓練目的に応じた訓練手法について調査し、整理する。

- ③食品安全に関する緊急時対応後の検証手法の調査

緊急時対応後の検証におけるチェック項目の設定等、検証手法について調査し、整理する。

- (2) 緊急時対応マニュアルに基づく緊急時対応訓練の試行及び評価

- (1) ②で調査、整理した緊急時対応訓練手法を用いて、緊急時対応マニュアルに基づいた実践的な緊急時対応訓練の企画立案し、試行する。

また、試行した緊急時対応訓練の内容について整理するとともに、その内容について評価を行い、とりまとめる。

- ①緊急時対応訓練の準備

緊急時対応マニュアルを元に、訓練シナリオ、状況付与資料等訓練に用いる各種資料等を作成する。

- ②緊急時対応訓練の内容整理

- ①の資料を基に、試行した緊急時対応訓練の内容及び対応状況について整理を

行う。

③緊急時対応訓練の評価

試行した緊急時対応訓練について評価を行い、その内容についてまとめる。

(3) 有識者から構成される検討会の設置

有識者による検討会を設置し、本調査内容について検討し、試行した緊急時対応訓練の評価等を行う。

なお、検討会のメンバーについては、危機管理に関する専門家を中心に5名程度で構成する。

4. 報告書の作成

(1) 報告書の作成に当たっては、調査項目について情報を解説的に整理・分析し、報告書を作成すること。

(2) 報告書の構成、分量等については、事前に事務局担当官の了解を得ること。

(3) 3.(1)の内容については、調査終了後中間取りまとめとしてまとめ、報告することとする。

(4) 3.(2)①に関する資料等については、緊急時対応マニュアルに基づく緊急時対応訓練の前にまとめておくこととする。また、作成時には、事務局担当官等と緊密に打合せを行うこととする。

5. その他

(1) 業務の実施に当たっては事前に事務局担当官と連絡を密にとることとし、作業の実施に当たって疑義が生じた場合には、事務局担当の指示に従うこと。

(2) 本業務により知り得た成果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。

(3) 入手した外国語の資料については、必要なものについて日本語に翻訳する。

(4) 本業務の期間中及び終了時において、内閣府食品安全委員会事務局担当官が必要と認めた場合は、当該業務について説明を行うものとする。

6. 成果物

履行期限までに、調査報告書を作成し、印刷物50部及び電子媒体3部を提出すること。

7. 作業期間

契約日～平成19年3月30日(金)

8. 履行期限

平成19年3月30日(金)